

令和三年六月二十五日受領  
答弁第二一四号

内閣衆質二〇四第二一四号

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出ミャンマーでの軍事クーデター発生から四か月を経過した現状において日本国政府に求められる対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出ミャンマーでの軍事クーデター発生から四か月を経過した現状において日本  
国政府に求められる対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）における現状については、現地の状況が刻々と変化しているため一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、重大な懸念を有しており、引き続き、ミャンマー国軍に対し、暴力の停止、被拘束者の解放及び民主的政体への回帰を強く求めていく考えである。

二及び三について

御指摘の決議について、現在我が国が実施しているミャンマーに対する経済協力は、ミャンマー国民の生活水準の向上やミャンマーの経済発展のため、また、人道上の観点から実施してきているものであり、クーデターの正当性を認めるものではない。いずれにせよ、円借款事業を含むミャンマーに対する経済協力の今後の在り方については、事態の推移、関係国の対応等の状況を注視しつつ、引き続き、検討を進めてまいりたい。